

第2章 グローバル・ガバナンスへの視座

2-1 グローバル・ガバナンス論

(1) 「政府なき統治」

ロズノー (J. N. Rosenau) : 政府 (government) と統治 (governance)

(2) グローバル・ガバナンス委員会

(3) グローバル・ガバナンス論の位置づけ

2-2 20世紀前半における国際統治変容への多様な視角

(1) 共通利益の可能性と協力原理—ウルフ

『国際統治論 (International Government)』(1916年刊行)

『平和のための戦争』(1940年刊行)

共通利益に基づく協力可能性: 対立過程を含みつついかに協力が達成されるかというダイナミックな利益プロセス cf. 労使関係

統治概念の拡大—非政府組織の役割

(2) 機能的な方法—ミトラニー

統治の定義—国家への固執問題

『国際統治の発達 (The Progress of International Government)』(1933年刊行)

『活動する平和システム』(1943年刊行)

2つの変化: グローバル化、ローカル化

機能的アプローチ (functional approach) (権限の範囲を地理的範囲と合致させる) とコンスティテューショナル・アプローチ (constitutional approach)

主権の共同出資・共同行使

対外政策という概念虚構=分権化

形式的かつ法的平等に代わり能力に応じた平等

(3) 権力の変質—カー

『危機の20年』(1939年刊行)

『ナショナリズムとその将来』(1945年刊行)

国際連盟批判

利益調和の理論

公益性主張に無批判

現実性欠如

政治というものが権力と道義の双方の側面を持つことを強調し、権力と道義が一致すると考えるのも誤りだし、権力と道義を全く別の2つの世界に分けてしまうのも誤り

権力の要素の強い安全保障分野でも、カーは、交通、力の技術の発展により、(権力の基礎となる) 政治経済単位は拡大しており、権力単位はもはや形式的な主権を尊重することはない→プールされたセキュリティ

2-3 20世紀後半以降における国際政治学的国際組織分析

(1) 利益・組織・知識による政治過程の変質—ハース

国際政治における政治過程の行動様式の変質: 政治と利益(経済)、政治と組織、政治と知識の交錯の問題 cf. カーの視角と共通

政治共同体(中間形態としての超国家) = 終着点と政治統合 = 過程の峻別: 後者への注目は不変

(2) 機能的単位としての安全保障共同体—ドイチェ

政治共同体と安全保障共同体—制度化の次元、機能の包括性に関する次元 cf. ミトラニー

権力(power)と反応性(responsiveness)という2種類の能力(capability)

(3) トランスナショナル関係論・相互依存論・レジーム論—コヘイン

国際レジーム：原理、規範、規則、決定手続きのセット  
協力＝レジームとその維持の条件探究 cf. ウルフ

## 2-4 統治認識の補正－準国家論、公共選択論、社会的構築主義)

### (1) 準国家論

ジャクソン (R. H. Jackson) : 『準国家：主権、国際関係、「第三世界」』

背景：脱植民地化－事実ではなく規範の変化

準国家：政治的意思、制度的権威、人権保護・社会経済的な福祉を提供するための組織化された権力が実質的に欠如しており、便益の供与が限られたエリートに限定されており、国家間の伝統的競争から免除されている国家

### (2) 公共選択論－国際組織をめぐる政治経済学

国内政治家が国際的意思決定に参加するのは、その政治家を個人的に満足させる協定が得られる場合、政治家の国内における票の獲得に貢献する場合、国内においてその政治家が政策を執行する際のコストを減らす場合といった場合

共謀（メディアの注目、相互承認等）、「汚れ仕事」引き受け、利益集団への移転

物理的社会的距離の意味

### (3) 社会的構築主義

制度と実践の相互作用、その帰結としての制度変容

価値や理念の役割（生成過程の分析）、規範的企業家の役割

## 2-5 グローバル・ガバナンスと国際行政の接続－機能間関係、行政におけるレベル（執政、業務、管理）、相互作用のダイナミズム

### (1) 機構間関係

Cf. グローバル・ガバナンスにおける国際レジーム相互の複合的關係の分析

### (2) 行政におけるレベル（執政、業務、管理）

Cf. 裁量構造－専門家ネットワーク等の自律性

### (3) 相互作用のダイナミズム

Cf. ゲーム論：協力可能性と相対的利得配分課程の緊張（ウルフとカー）

## 第3章 機能別国際組織と戦時共同行政

### 3-1 機能別国際組織－国際行政連合を中心に

#### (1) 国際郵便行政

当初、大変複雑な二国間条約の網によって規制

国際郵便料金：発信国、中継国、着信国の料金の総和

前提としての国内改革

フランス、ロシアが国際的郵便統合に反対

国際郵便は国家の重要な収入源であり、安全保障上の理由（敵方の秘密の通信を防止すること）も存在するために、協力は容易ではなかった

1874年：一般郵便連合－1878年：万国郵便連合

みなし精算制度

「単一の郵便領域（a single postal territory）」

常設事務局－ただしスイス政府が管理

#### (2) 国際河川行政－ライン川

基本的機能：統一航行ルールの作成・勧告・執行、河川改修事業の監督・執行、統一通行税の設定・徴収

1804年：ライン川通行税に関する条約

1814-15年：ウィーン会議－委員会等の役割は間接的に国際公権力に近いもの？

多様な意思決定方式－司法的立法的決定、行政的決定

(3) 国際衛生行政

伝染のメカニズムに関する理論的な知識が不十分であったため、伝染防止のための手段である貿易停止によって不利益を受けるイギリス等の貿易国とその他の諸国との間で伝染防止手段の有効性をめぐる論争が起こり、伝染防止のための一般的国際枠組みを作ることは難しかった

地域レベルでの国際衛生理事会：コンスタンチノーブル、タンジール、アレキサンドリア  
分権的システム

科学の発展

1893年の条約：通知 (notification) 制度

1907年：公衆衛生国際事務局－管理機能を担う常設委員会設置

(4) 国際農業行政

ルービン (David Lubin) という特異な人物

1905年：万国農事協会

国際通商委員会 (International Commerce Commission) 構想と国際農業同盟 (International Chamber of Agriculture) 構想－後者のみ実現

農業科学情報、統計情報等情報の収集と提供

ここでも農民と消費者のトランスナショナルな共通利益対ブローカーの利益

事務局の職員に関して初めて国際的性格 (international character) を要求

財政負担・投票権－5つのクラスから選択

(5) 比較

いずれも一定の政治性

多様な主体による機能的組織化のイニシアティブ

3-2 国際共同統治：列強諸国が共同で一定の地域を管理

(1) 垂直的河川行政－ドナウ川

1856年：パリ条約←クリミア戦争後

ヨーロッパ委員会：ドナウ川河口における浚渫事業を行い、その支出のために必要な程度において通行税を課するという技術的機関としての役割

規制機能も吸収

通常の行政問題や通行税の決定 (多数決) と重要原則の決定 (全員一致)

主として非沿岸国による構成

(2) 地域的国際共同統治

共同植民地的性格

包括的な地域的国際共同統治としてタンジール

1840年：国際衛生理事会；1865年：灯台の国際管理；1914年条約；1923年条約：28年改定

行政長官・フランス、公衆衛生担当副長官・スペイン、財務担当副長官・イギリス、司法担当副長官・イギリス

3-3 戦時共同行政

理事会 (council) における首脳、大臣レベルの直接的接触 (direct contact) とそれを補佐する事務局 (secretariat) という仕組み

(1) イギリスの内閣システムの変容

イギリス：1902年に内閣の小委員会としてCID (Committee of Imperial Defense) を設立

諮問的←→1916年：ロイド・ジョージ戦時内閣：執政主体

(2) 執政レベルの国際化

1914年：国際軍需品委員会

1916年：小麦執行委員会 (The Wheat Executive) －連合共同管理組織モデル

1917年11月末：連合海運理事会 (Allied Maritime Transport Council) ←1月の連合海運委員会は

失敗 but 7-8 月で状況変化

単一の国際的執行委員会 (International Executive Board with complete executive power, or International Board with full executive authority) ←→イギリス：軍事戦略上の必要のために各国が一定の自立性を維持する必要がある、また、管理対象となる船舶は世界各地に存在するため集権的管理になじまない

日常的調整：連合国海運執行委員会

第2次世界大戦時

英米間でバランスのとれた相互関係成立せず  
契機としての戦略資源

### 3-4 国際行政論の展開

ソルター (Arthur Salter)：『連合国海運統制：国際行政の実験』(1921)

(1) 「直接的接触」の概念

諮問的 (advisory) か執行的 (executive) か

理事会自体としては諮問的なものなのであるが、参加者が各国における執行責任者であるため、理事会の決定は実質的には執行的なもの：「直接的接触 (direct contact)」

国際行政の2つの類型

特定の部分的業務を国際行政機関に委託

執行自体は各国政府が行うが国際行政機関が重要問題を扱い影響力を行使

(2) 第2次世界大戦時の戦時共同行政の評価

特定分野のニーズに基づく必要

戦後への連続の必要

(3) ソルターの理論的認識の特質

ニーズに応じた組織の範囲設定—ミトラニー

国際組織を諮問的か執行的かに分ける分析を相対化

行政におけるレベル、対処する課題の重要性という次元